

平成24年度第1回白井市入札等監視委員会会議録

1. 開催日時 平成24年7月27日(金) 午後1時30分から午後3時15分まで
2. 開催場所 市役所本庁舎3階特別会議室
3. 出席者 委員 横溝委員長、橋本委員、平田委員
事務局 管財契約課 湯浅課長、斉藤副主幹、佐藤主査補
4. 傍聴者 なし(非公開)
5. 議題等 委員長挨拶
事務局職員紹介
議題(1)前回会議指摘事項の対応について
議題(2)平成23年度下半期分の入札契約審査
議題(3)平成23年度分随意契約の審査
議題(4)その他
6. 配付資料 ・次第
・入札等監視委員会からの指摘事項の対応について(議題1)
・平成23年度下半期入札状況(議題2)
・平成23年度随意契約一覧表(議題3)
7. 議事 以下のとおり

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、ただいまから平成24年度第1回入札等監視委員会を開催します。 ・はじめに横溝委員長からご挨拶をお願いします。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・本日は、暑い中、またご多忙の中、お越しいただきありがとうございます。 ・本日は平成23年度下半期入札状況などの議題があります。ご質問等いろいろあることと思いますが、時間も限られておりますので、迅速、かつ、慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 ・それでは、職員の紹介をさせていただきます。 <p>(職員紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この後の議事につきましては、委員長に進行をお願いいたします。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは議事に入ります。 ・議題(1)前回会議指摘事項の対応について、市で指摘事項に対する検討をしてもらったのでその内容について事務局から説明をお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議題(1)前回会議指摘事項の対応についてご説明します。 ・前回の委員会でご指摘のありました5項目につきましては、品質の確保を図りながら入札の公正性、透明性、競争性の向上を図るために取り組むべき項目であり、重要なことと捉えており副市長及び各部長で組織する白井市入札契約制度検討委員会に諮って審議し、市の対応方針といたしまして入札契約制度や組織改正も含めた市の現状や近隣の入札制度の実施状況や入札結果等から検討した結果をとりまとめたものでございます。 ・今後とも入札・契約制度につきましては、透明性、競争性の一層の向上を図り、適正で効率的な公共工事等の執行を確保するためには、多様な入札・契約方式の導入やその運用改善に取り組んでいく必要があると考えており、ご意見やご指摘をいただきたいと考えておりますの

で、よろしくお願いいたします。

・それでは①予定価格の事前公表からご説明します。

・予定価格の事前公表につきましては、業者からの職員に対する不正行為等を防ぐために予定価格の事前公表についてご意見がございました。

・予定価格の事前公表、事後公表ともメリット、デメリットがございますので、近隣の実施状況等を確認いたしました。

・その結果、事前公表を実施した理由については、職員に対する不正行為防止等を目的に実施している市が多い状況でございました。

・予定価格を事前公表している入札案件の結果につきましては、落札率が95%から98%と高い傾向であることや予定価格と同額で入札している業者が多く見受けられ、予定価格の事前公表のデメリットとして掲げられている結果が表れている状況でした。

・そのような状況から業者からの職員に対する不正行為等の防止につきましては、市の予定価格は、市長、副市長、各部長といった、当該案件の決裁者が作成しており、担当職員は予定価格を知り得ないこと、予定価格の漏えいは地方公務員法、刑法等に抵触する犯罪であるため、職員に対しては研修等により法令遵守を徹底することにより対応し、また、国の指針にもあることから、今後とも予定価格の事前公表は特殊なものを除き、原則として実施しないこととしました。

・次に②一般競争入札の拡大についてご説明します。

・一般競争入札の拡大につきましては、市の対応欄記載のとおり、本委員会からのご指摘もあり、平成24年7月からコンサルタント業務を除き、工事については、設計金額1,000万円以上、物品購入については、設計額80万円以上、物品賃貸借については、設計額40万円以上、委託については設計金額500万円以上を一般競争入札の対象といたしました。

・次に③公募型指名競争入札の導入についてご説明します。

・公募型指名競争入札については、指名競争入札案件で辞退者が多いことから公募型指名競争入札の導入についてご指摘をいただきました。

・公募型指名競争入札につきましては、いくつかの市が実施しておりますが、「手続きが一般競争入札と変わらないことから、公募型指名競争入札を廃止し、一般競争入札の拡大を図った市もございました。

・白井市では、先程の②一般競争入札の拡大でご説明したとおり、平成24年度から一般競争入札の対象範囲を拡大したところです。

・市の現状で記載のとおり、平成23年度指名競争入札で2者以上の辞退者があった案件29件中、一般競争入札に移行する案件が17件、24年度以降も指名競争入札となる案件は12件です。

・そのような状況から、市の対応としては、公募型指名競争入札は一般競争入札と手続きが変わらず多くの作業や時間を要するなど課題が多く、導入するメリットが少ないと思われるため、一般競争入札の拡大により対応することとしました。

・次に④落札率の低い案件について適切に履行されているかの確認についてご説明します。

・校舎増築実施設計及び既存校舎基本設計業務委託の落札率が32.8%と低かったことから、適正に履行されているかの確認をすべきというご指摘をいただいたものですので、この案件の履行確認についてご説明します。

・履行確認につきましては、担当課である教育総務課の1級建築士の職員が実施しています。

・実施内容につきましては、この案件についての履行確認欄に記載のとおり、設計図面等と現地確認を行い、詳細な打合せを実施、当初の業務工程に即して業務が行われているか月1回程度の打合せを行い、履行状況を随時確認し、本案件は、老朽化に伴う改修箇所の調査を基に行う校舎改修基本設計業務が含まれるため、調査結果が反映された設計となっているか設計図面等を確認、設計図面に打合せ結果が反映されているか確認、完成品の検査を実施し、設計書どおり履行されていることを確認しております。

・基本的な履行確認方法につきましては、市の現状及び市の対応欄記載のとおり、本案件と同様ですが、電気、機械などの専門知識が必要な検査については、職員がいないため、平成24年度から電気、機械などの工事検査を行う場合の検査支援の委託を予定しております。また、履行途中における指摘や修正が多いなど、履行能力が低い業者については、次回からの業者選定から除くこととしています。

・次に⑤低入札価格調査制度の拡大についてご説明します。

・本件については、最低制限価格をわずかに下回り失格となった業者があり、当入札案件が低入札価格調査制度により発注されていた工事であれば、より安い価格で発注が可能であったのではないかとご指摘がありました。

・低入札価格調査については、平成21年7月24日制定の「白井市建設工事低入札価格調査実施要領」で定めており、第9条に「低入札価格調査の方法及び調査事項」が規定されています。

・第1項に「低入札価格調査は、まず、入札金額が価格失格判定基準に該当するか否かを判断するものとし、該当する者については失格とし、第2項の調査は行わないものとする」としており、第2項に「前項の価格失格判定基準に該当しない者について、調査を実施するものとする。」と規定しております。

・価格失格判定基準の設定につきましては、国が定めている「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の低入札価格調査制度について書かれている部分を抜粋し、本日資料として配布させていただきました。

・資料2枚目に「低入札価格調査制度」について記載されていますが、ダンピング受注の防止の徹底を図る為、低入札価格調査を適正に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用し、適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実行を確保するものとする」とされているため、この指針を踏まえ低入札価格調査基準と価格失格判定基準を設定しています。

・資料6ページの表をご覧ください。

・市の低入札価格調査制度には「調査基準価格」と「失格判定価格」があり、失格判定価格を下回った場合はその時点で調査対象となることはなく失格となること、また失格判定価格の算定式が最低制限価格の算定式と同一でしたので、本件は、ご指摘のとおり低入札価格調査制度を拡大してしまうと、ただ低入札価格調査案件が膨大に増えることが予想されるので、以上の理由により低入札価格調査制度は拡大しないこととしました。

・以上で、議題1の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・委員から⑤低入札価格調査制度の拡大について質問をいただいているので、審議に入る前に委員から質問の趣旨についてご説明いただきたいと思っております。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市の低入札価格制度は調査基準価格と失格判定価格があり、失格判定価格を下回った者はその時点で調査対象となることはなく失格となること、という記述があります。 ・制度本来の考え方からすれば調査基準価格を下回った価格で入札した者は、全て調査対象であって、その調査の中で価格による失格基準に抵触する者は失格、要するに調査を行った結果、価格で失格と、そういう理解だったが、この資料だと低入札調査をやらないで失格なんだというように読めたので質問を出しました。 ・最低制限価格制度の記述の部分で、価格による失格基準と同じ算定式であると記載されていたので、結局、これまでの入札で最低制限価格で失格となるものは低入札調査でも同時に失格になるのであまり意味がないのではないかと思いますので、そうではなく、失格判定価格の設定の仕方をもっときめ細かくして、意味があるようにするものなのではないかと考えたところです。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格制度については国が指針を出していることもあり、市では最低制限価格制度と低入札価格制度が変わらない制度となっているのが現状ですが、本件については今後の検討課題とさせていただきたいと思います。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格制度については以上でよろしいか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・良いです。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・他に質問はありますか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型指名競争入札と一般競争入札の違いについて説明をお願いしたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札の普及によって一般競争入札が拡大傾向にあります、その前の段階ということで公募型指名競争入札を実施している市が見受けられました。 ・若干、公募型指名競争入札の方が手続き的には一般競争入札よりも省略されている部分はあると思いますが、実施している市町村の流れ等を確認すると、入札案件ごとに参加する業者の募集を行い、そこに手を挙げてくれた業者の中から誰と誰と誰というように指名をするという方法で、手続き方法は一般競争入札とあまり変わらない状況です。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公告等を行ってから期間の違いはないのでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・最大の違いは、一般競争入札は門戸を開いて申し込んだ業者のすべてを受け入れる形ですが、公募型指名競争入札は一度、業者から申し込みを受けて、それぞれの業者の過去の実績などを踏まえて、入札に参加する業者を指名する、という点です。 ・公募型指名競争入札の場合は、手を挙げてくれた業者について、入札参加者を選択するために実績等の審査を行わなければならないという手続きがあります。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の入札資格のようなものを審査するのですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市などの大きな市で業者が多数いる自治体であれば、10者、20者から手を挙げてもらえるが、白井市のような規模の市の場合、あまり業者が集まってきません。 ・少ない業者の中からさらに指名する業者を選定することはなかなか難しく、結果として申込者全員に参加してもらうことになるので、これでは一般競争入札と同じ状態になってしまう。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・入札当日まで業者数がわからず、入札会場に入りきらない、といった心配はあるのでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は電子入札で行っているため、会場の問題は発生しません。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率の低い案件について、対応としては今回の説明のとおりで問題ないと思うが、32.8%となった理由が明記されていません。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が適正ではなかった等、落札率が低かったことの原因は把握していますか。 ・仮に予定価格の算出が適正でなかったなら、今後全ての案件について見直しが必要になる。 ・設計金額、予定価格、最低制限価格があり、設計金額は、たとえば歩掛りなど色々な物価を示したものがあって、そこから設計価格を設定して、それに対して予定価格があります。 ・予定価格とは、たとえば1千万円のもの320万円で落札したとして、設計価格がもっと低く500万円とか400万円とかであれば、32.8%という結果にはならないだろうというご質問だと思います。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・役所の場合、歩掛りなどの本から設計をしますが、そういう単価がないものについては業者の見積りに頼らざるを得ないのが実情ですので、開きが出てしまうケースもあろうかと思えます。 ・普通の工事だったら積算して積み上げていくのだろうと思うが、今回の件は設計だったので部材がないからいきなり金額が出てくる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、今回の例のように予定価格を下げた方がいいのかと、そういう議論になってくる。 ・今回、低い価格で落札した業者は、過去に同じような業務をやっているノウハウがあるから安くできると考えて入札したのかもしれない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市の設計は業者から見積をとって設計を行っているから、見積をとった業者の選定が良かったのかどうかという疑問はあります。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は32.8%という落札率ですが、毎回毎回このような価格提示になるならば見積徴取の仕方、予定価格の設定の仕方に問題がある場合もあるかもしれません。 ・そのような状態になった場合、担当課を含めて検討をさせていただきたい。 ・予定価格の事前公表の部分で、予定価格は部長以上が作成しており担当者は予定価格を知り得ないとの記載があるが、担当者が設計していて発注の段階で部長以上の者が予定価格を決めており、設計金額と予定価格はほぼ同じだから担当者は予定価格もほぼわかってしまうのが実態ではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり部分はありますが、市側としては予定価格と設計金額は別物ととらえているということをご理解をお願いしたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・入札結果一覧を見ると、予定価格とほぼ同額で入札している業者も見受けられます。 ・積算の仕方が大体わかっていて同額になるのかもしれませんが。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率の低い案件についての履行確認の方法に記載がない部分として、担当者がすべてに立ち会うのは難しいと思うので、実態をきちんと反映した工事写真の提出を徹底していただきたいと思えます。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の会議結果を踏まえて各担当課に周知徹底したいと思えます。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識を持った職員がいない分野の工事検査支援委託を予定していることについて、具体的な委託先は決まっていますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・工事検査支援業務委託は今年度から始めたもので、まだ契約には至っていませんが、(財)千葉県建設技術センターに委託する予定です。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・そのセンターは、電気、機械などの専門的知識を有している組織ですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・有しています。工事検査の支援や設計の支援などを行っている組織です。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・議題1については以上でよろしいか。続いて議題(2)平成23年度下半期分の入札契約審査について事務局から説明願いたい。

事務局

- ・議題(2)平成23年度下半期分の入札契約審査についてご説明します。
- ・事前に重点的に審査したいと要望のあった案件の概要をご説明します。
- ・下半期分の資料は8ページから16ページですが、要望のあった案件は本日お配りした「白井市入札等監視委員会平成23年度下半期審査対象候補について」に記載している6件です。
- ・最初に、No.1公共下水道管渠修繕(その1)工事、資料は8ページです。
- ・本案件は、平成16年度実施の管渠調査個所で汚水取付管、汚水本管から宅地内公共枡まで接続する管をいいますが、これが老朽化し、現在の状況では管の閉塞や陥没が危惧されることから、管の機能回復及び延命維持のため修繕工事を実施したものです。
- ・入札参加資格要件は、①入札参加適格者名簿に土木一式工事の業種で格付けA～Dで登録されている者。②千葉県内に本店、支店、営業所を有する者。③過去5年以内に国又は地方公共団体が発注した公共下水道管渠更生工事の本管・取付管工事を元請けとして施工した実績がある者。(財)下水道新技術推進機構の建設技術審査証明を受けている下水道管渠更生工事の形成工法に係る協会に属する者であること。④土木施工管理技士の資格を有する者を専任で配置できることを要件としました。
- ・失格理由は、入札額が最低制限価格を下回ったことによるものです。
- ・次にNo.2水路改修工事(H23-1)、資料は同じ8ページです。
- ・本案件は、神崎川支流水路の水路改修を行ったものです。
- ・入札参加資格要件は、①入札参加適格者名簿に土木一式工事の業種で格付けA～Dで登録されている者。②白井市内に本店、支店、営業所を有し、かつ、法人市民税を納付している者。③過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した契約金額が500万円以上の道路改良工事を元請けとして施工した実績がある者。④土木施工管理技士の資格を有する者を専任で配置できることを要件としました。
- ・入札辞退理由は、「業者の人員都合により」でした。
- ・次にNo.3道路改良工事(H23-4)、資料は同じ8ページです。
- ・本案件は、市道の拡幅改良及び歩道整備を行ったものです。
- ・入札参加資格要件は、①入札参加適格者名簿に土木一式工事の業種で格付けA～Dで登録されている者。②白井市内に本店、支店、営業所を有し、かつ、法人市民税を納付している者。③過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した契約金額が500万円以上の道路改良工事を元請けとして施工した実績があるもの。④土木施工管理技士の資格を有する者を専任で配置できることを要件としました。
- ・入札辞退理由は、「工事期間中の主任技術者不在の時期が一定期間あるため」でした。
- ・次にNo.6保健福祉センター災害復旧工事(その2)、資料は同じ8ページです。
- ・本案件は、3月11日に発生しました地震により、保健福祉センター内部の天井材の破損、壁亀裂など、多数の箇所に損傷を受け、余震を考慮し危険な箇所や優先順位が高い箇所の復旧工事を先に実施しており、残りの修繕が必要な石膏ボードの亀裂や剥離などが発生していた箇所の復旧工事を実施しようとしたものです。
- ・入札不調理由は、入札参加者が1者であり、その1者が人員配置困難から辞退したことによるものです。
- ・次にNo.10学童保育所改修(南山学童保育所)工事、資料は9ページです。

・本案件は、学童保育所を利用している児童が71人以上の大規模学童保育所となっているため、施設が手狭であり、運営をきたしていることから、校舎内(図工室)に移転するための改修工事を行ったものです。

・指名業者推薦理由は、建築一式工事の入札参加登録のある業者の内、市内業者で本工事に対応できる工事実績を有する業者を4業者選定し、指名基準数より少ないため、市外業者で信頼性の観点から格付けBランクの事業者3者を選定しています。

・くじ実施理由は、同額の入札額を提示した業者が2者いたためです。

・また、入札を辞退した理由は、「先に他の案件が落札した為」と「技術者配置が困難なため」でした。

・次にNo.37給食配送業務委託、資料は14ページです。

・申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。

・資料の15ページのNo.44給食配送業務委託の開札日平成23年11月18日を平成23年7月8日に訂正、右端の審査会開催日11月8日を6月28日に訂正、指名通知日11月10日を6月30日に訂正をお願いいたします。

・14ページに戻りまして、本案件は学校給食共同調理場で作った給食を市内の小中学校、小学校8校、中学校4校ですが、これらの学校への給食の配送・回収業務を委託するもので、従来は市内の業者による1者随契であったものを議会及び監査委員からの指摘により、今回から競争入札を実施しています。

・本業務は、給食配送業務であるため、特殊な車輛が必要となる事や衛生管理の徹底が必要であることから他の業者が参入しにくいと思われます。

・以上で、議題2の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・説明ありがとうございました。質問、意見などありましたらお願いします。

・No.1の工事で失格者が出ているが、最低制限価格以下での失格は年間でどのくらいですか。

・年に何件かは発生しています。

・No.2とNo.3の一般競争入札で、応募してきていて入札辞退というのはどういう事情ですか。

・自分たちでその仕事ができると思ったから申し込みをしているのではないのでしょうか。

・一般競争入札の場合、参加資格要件を満たしているから参加したいと申込がきますが、事業者としては、白井市だけに申し込みをしているわけではなく、同じ時期に他の一般競争入札に申し込みをしていることも考えられます。

・たとえば白井市の案件の開札の前日や前々日に別のところで受注できてしまった場合、先に受注した方に技術者を配置して、白井市の案件に配置できなくなってしまって、辞退するということになります。

・要するに複数を同時期に申し込んで、たまたま受注できてしまったから、白井市の入札はやめたいと、そういうことですか。

・そうです。

・業者の選定要件に白井市内に営業所を有するという要件がありますが、対象範囲を広げた方が人材も増えるし、価格も下がるし、いいのではないかと思います。

・どこまで対象範囲を広げるか、という問題はありますが、白井市に限ると範囲が狭いので、千葉県とか近隣市町村あたりまで範囲を広げないと、入札を行っても実質的な意味で競争ができてい

委員長
委員
事務局
委員

事務局

委員

事務局

委員

<p>委員 事務局</p>	<p>るのかという疑問が出てきますが。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件によってこれは千葉県内、これは白井市内などの決まりがあるのですか。 ・たとえば1千万円から3千万円なら、市内・準市内のAランク、Bランクといったように市の基準で決まっています。 ・ただし、たとえばNo.1の公共下水道管渠修繕(その1)工事の場合は「下水道新技術推進機構の建設技術審査証明を受けている下水道管渠更生工事の形成工法に係る協会に属する者であること」という要件が付いていますが、このように特殊な要件がある工事の場合は、通常の基準では市内・準市内を対象範囲とする金額であっても、市内にこの要件を満たす業者がいないので範囲を広げていくことになります。
<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札で市内に限定する場合、競争性は生まれるのか疑問があります。 ・市内の事業者数はあまり多くないので競争性が低くなることはあるかもしれませんが、一方なるべく市内事業者に発注したいという市の考えもあるので、難しいところです。
<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・どうやってそのバランスをとるかという話と、バランスをとったときに値段にどう跳ね返るかという税金の使い方の話があって、どちらが良いのかなという疑問があります。 ・金額が大きいものは市内事業者ではなかなかできないので、その場合は千葉県内とか、関東あたりまで事業者の対象範囲を広げているというのが現状です。 ・市内事業者の育成も市として実施していかなければならないことですので、1千万円前後の金額が低い案件についてはなるべく市内事業者に絞っているというところですよ。 ・入札の公平性競争性の部分と市内事業者の育成という部分は、相反するところがあるので金額でしぼっているというところでご理解をお願いします。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格をきちんと提示できる案件は、対象範囲を設定することによる弊害はないと思うが、出しづらいような案件は弊害が出てくるのではないのでしょうか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の育成は大事なことだが、税金をどのように使うかという議論もあるので、今後検討していただく必要があります。
<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・No.37給食配送業務委託の設計は現在の受注者からの見積ですか。 ・設計金額は受注者からの見積です。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の提示額のまま一者随契はまずいということで議会の指摘があって競争入札としたが、実際には1者しか参加しなかったということで問題は解決していないということでしょうか。
<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・このような大きな案件で業者が参加せず入札になっていないものを、今後、どうしていくのでしょうか。 ・この案件のように特殊な業務で特定の業者と随意契約を続けてきたものは、入札にしていこうということで実施したが、結果として、特殊な車の準備と給食センターの衛生管理という面で参加してくれる事業者がいなかったのが現状です。 ・この案件は長期継続契約を締結していて5年間の契約期間がありますが、次回の発注の際には早くから準備して、参加事業者を少しでも増やすための周知方法、あわせて見積の取り方を検討していきたいと思えます。
<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市内を範囲として実施したのですか。 ・市で入札参加を希望している事業者の名簿を持っていて、その名簿に登録されている事業者の全てに声をかけましたが、参加してきませんでした。

<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市以外の市ではどのような状況でしょうか。 ・隣の印西市では、給食調理業務も委託をしていて、その受託者に配送も委託しています。 ・調理と配送が両方できるので良いように感じますが、調理業務そのものも車を持つことで同じ業者にずっと発注することになってしまうので、白井市では調理と配送を分けて発注しています。 ・また、旧沼南町では、以前にシルバー人材センターに発注したことがあります。 ・他の市町村にもいくつか確認しましたが、一度、事業者が決まった後に他の事業者に変わったという事例は聞いていません。
<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者選定の議論と効率の議論で基準を設けて他市町村と比べてみるはできませんか。 ・他の市町村も同じような業務を実施しているので、今後、5年先になってしまいが、価格の設定も含めて他の市町村の事例を研究していきたいと考えます。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1者しかいないのであれば効率を要求するという立場で他と比較して交渉すれば、事業者側も努力せざるを得ないというようになるだろう。
<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者のランクは市で格付をするのですか。格付の基準はありますか。 ・格付は工事業業者のみ行っているのですが、工事業業者は「経営事項審査」という審査を受けています。 ・前年度に工事をどれくらいやったとか、技術者が何人いるとか、いろいろな審査項目があってそれに基づいて点数が付けられます。 ・市の基準で、何点ならどのランクということを決めていてそれに基づいて格付を行います。 ・点数そのものを付けるのは市ではなく、財団法人建設業情報管理センターなどの登録経営状況分析機関が経営状況の分析を行って、その結果に基づいて国土交通省や都道府県知事が点数を付けます。
<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・格付は毎年行うのですか。 ・白井市の場合は、基本的に2年に1回、入札参加希望者の名簿の更新があります。 ・現在ですと、平成24年度と平成25年度の2年間の入札に参加するための名簿がありまして、その名簿に登録したい場合は事業者が申請してくるのですが、申請時点での点数で格付をして、その名簿の有効期間中はそのままの格付となります。 ・平成26年度になりますと、26年度名簿に申請した時点での点数で格付を行います。
<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所の改修工事はBランク事業者から選定したとの説明があったと思うが、Aからではなく、Bランクから選定したことは何か理由があるのですか。 ・学童保育所の改修工事は指名競争入札で実施しましたが、指名競争入札の場合は金額によって何者を指名するかが決まっていますが、この工事は7者を指名する必要がありました。 ・CランクとDランクの市内事業者のうち、学童などの工事を請け負った実績のある事業者は4者で、3者足りませんでした。 ・市外事業者から3者指名しましたが、信頼性を確保するため市内事業者の格付より高いBランクから選定しました。
<p>委員長 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議題(2)については以上とします。続いて議題(3)平成23年度分随意契約の審査について事務局から説明願います。 ・議題(3)平成23年度分随意契約の審査についてご説明いたします。

- ・事前に重点的に審査したいと要望のあった案件の概要についてご説明いたします。
- ・資料は17ページから25ページですが、要望があったものは、本日配付しました資料の「白井市入札等監視委員会の平成23年度分随意契約審査対象について」に記載の5件です。
- ・最初にNo.4消耗品費、資料は17ページです。
- ・本案件は、小学校教科書の全教科の改定に伴い、教員用の教科書1400冊及び指導書981冊を購入したものです。
- ・本案件は2号随契により契約しており、2号随契とは、既設の設備等と密接不可分の設備等の増設・改修など同一施工者に施工させなければ故障等が発生した場合に責任の所在が不明確となるものや、契約の目的物を調達できる者が1者しかいないなど、性質又は目的が競争入札に適さない契約です。
- ・2号随契の理由としては、教科書の購入に係る取次店が(社)教科書協会から指定されており、指定の取次店以外の業者では教科書の販売を行うことができないこと、価格は国、文部科学省が教科書の定価を認可しており、値引き等は行われなことから、競争入札に適していないため、2号随契としたものです。
- ・次にNo.24電算委託料、資料は同じく17ページです。
- ・本案件は、公職選挙法に基づき、選挙の実施の有無に係らず、毎年3月、6月、9月、12月に選挙人名簿を作成する業務です。
- ・住民記録などの情報は、(株)ディー・エス・ケイと管理委託契約をしており、選挙人名簿は住民記録データを使用し処理するため、データを管理している業者と契約する必要があることから競争入札に適さないことから2号随契としたものです。
- ・(株)ディー・エス・ケイは、白井市を含む県内9市町が出資する株式会社で共同センター方式により運営しており、県内37市町と取引をしています。
- ・契約額の積算は、(株)ディー・エス・ケイの見積もりによるものです。
- ・次にNo.263教育ネットワークシステム回線使用料、資料は23ページです。
- ・本案件は、白井市内の専用ネットワーク回線を使用しており、電気通信サービスの提供について東日本電信電話株式会社代表取締役 ビジネス&オフィス事業推進本部長と契約をしていますが、請求関係事務は東日本電信電話株式会社の取り決めで「ネットワークソリューション部長」が担当しているため、債権者登録をネットワークソリューション部長としています。
- ・次にNo.306市役所東側出入り口等改修工事、資料は24ページです。
- ・本案件は、千葉ニュータウン北環状線の四車線化に伴い、庁舎への出入り経路等が一部変更となることから、東側スロープの勾配緩和、案内看板の設置等により利便性及び安全性を確保するため、執行したものです。
- ・本案件は6号随契により契約したのですが、6号随契は、履行中の契約に関連する他の契約を行うこととなった場合に経費の節減や期間短縮などが見込まれるため、同一業者に履行させる方が有利であるなど、競争入札に付することが不利となる契約です。
- ・6号随契の理由としては、都市再生機構が発注した市役所前の北環状線の四車線化、白井消防署前交差点への信号設置等の交差点改良工事を請け負った業者と随意契約をすることにより、①近接工事により経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の削減ができる。②市道の拡幅と一連で施工することにより、施工中の迂回誘導などの安全管理のほか、品

質及び出来高管理が容易となる。③事故や瑕疵など不測の事態の際の責任の所在が明確となる。④工事施工会社は国内有数の道路会社であり、信頼性が高い、など効率的かつ確実な施工が見込まれるため、6号随契としたものです。

・次にNo.341機械器具費、資料は25ページです。

・本案件は、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策として、より詳細な線量測定の実施や市民が生活環境周辺の線量を把握するための測定器の貸し出し等が急務となっており、また、学校等の公共施設では、職員をはじめ地域住民と連携協力による除染活動を推進する必要があることから、放射線測定器を購入したものです。

・本案件は5号随契により契約したのですが、5号随契とは、人命に関し一刻を争う場合や災害時の被害を防ぐ場合など、入札を実施する時間的余裕がない緊急時の契約です。

・5号随契の理由としては、原子力発電所の事故直後は千葉県が市原市の上空の放射線量をモニタリングで測定している数値しかデータがない状況であり、市では6月から消防署の放射線測定器を1台借用し放射線量を測定していましたが、放射線量や放射能対策に対する市民からの問合せ、要望、苦情等が多く寄せられ、早急な放射線対策の実施が必要となったこと、放射線測定器は特殊な計測機器であることから、発注から製造開始となること、また、放射線物質の飛散に伴い、放射線測定器の購入需要が高いことから入札による契約では納期が遅れることから5号随契としたものでございます。

・以上で、議題(3)の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

・説明ありがとうございました。、質問、意見などありましたらお願いします。

・No.4の教科書、指導書について、子どもが使う教科書はどうなっているのですか。

・無料です。

・小学校の教員は何人くらいいますか。

・教員用の教科書は1人につき1冊配付しますので1400冊買っていますが、指導書は図工や家庭科などは1学年に1冊などという購入なので981冊です。

・小学校は1人の教員がいろいろな教科を教えるので、購入数と教員数は違います。

・No.24電算委託料について、(株)ディー・エス・ケイは9市町が出資しているということだが、白井市も含む近隣市町で出資しているのですか。

・柏市が筆頭株主で、鎌ヶ谷市、流山市、成田市、富津市、印西市、四街道市、栄町、白井市

・決算書などはありますか。

・ここにはありませんが、株主総会などでは提出されていると思います。

・(株)ディー・エス・ケイとの取引は1億8千万円ほどです。

・千葉県の南の方の自治体とも取引があるのか。

・南房総市、館山市、いすみ市なども担当しています。

・株主の場合、株主優待で1割引きで契約しているはずです。

・(株)ディー・エス・ケイなど契約の多い事業者は、年間でそれぞれいくらかの契約をしているのかがわかると良いです。

・次回からは今回と同じ形式の資料を用意して、それとは別に契約金額の多い事業者20者程度を順に記載した資料も用意するという方法とさせていただきます。

・No.263教育ネットワークシステム回線使用料ですが、部長が代表取締役だから部長と契約

委員長
委員
事務局
委員
事務局
委員
事務局
委員
事務局
事務局
委員
事務局
委員

事務局	<p>するという理解で良いのですか。他の案件は組織名で記載されているが、この契約だけ部長という役職で書かれています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約案件は会計システムから抽出していて、会計システムに債権者の支払先が登録されています。 ・登録内容がそのまま資料に記載されるため、このような表示になっています。
委員 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・契約は会社と会社の契約で、部長と契約しているわけではないので問題ないと思います。 ・No.341機械器具費ですが、これはこの器具が必要だということになってから時間的余裕がなかったということですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・10月に契約でなぜ緊急性があるのかよくわからないが10月に急に必要になったのですか。 ・9月後半に文部科学省が空中の線量を計ったところ、柏市、流山市などこの近辺が線量が高くホットスポットと呼ばれ、新聞などで報道されました。 ・住民から測定要望が出るようになりましたが、その当時市には1台しか放射線測定器がなく、測定できる状況ではありませんでした。 ・当時、放射線測定器は発注を受けてから生産する受注生産方式をとっていましたので、なるべく早く発注する必要がありました。
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・課によって、入札は一切せずに随意契約をする、といったこともありますか。 ・部署によって入札をする、しない、ということはなく、市の基準で一定の金額を超えたら入札と決まっています。 ・ただし、入札を行う事業そのものがない部署はあります。たとえば管財契約課の契約担当も入札する事業は持っていません。
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく入札するよう努力してほしいが、一方で、ネットで購入した方が安いものもある。 ・たとえばテレビを買うときに、市で入札を行って買うと10万円位の物が、価格ドットコムなどを見て一番安いところだと6～7万円位だったりすることはあるかと思いますが、市民の税金を使っている以上、きちんとした契約相手を選定する必要があります。 ・少額の物、たとえばボールペンなどはアスクル等の事業者から購入することはあります。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の購入について、図書は再販価格があるが割引価格で買おうと思えば買える。 ・組合のような組織が書店の機能をもっていて、そこを経由すると割引で買える制度があります。 ・再販制度にひっかからない形で組合を作るなど、何らかのルートを作れば安く買える。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・次回までの課題として、担当部署に確認をとらせていただきたい。 ・仮に図書が5%でも10%でも安く買えるのであれば、調査研究する価値はあると思います。
委員 事務局 委員長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・資料25ページに白井市書店協同組合とあるが、ここで定価で図書を買っているのですか。 ・図書館の本などを定価で買っています。 ・議題(3)については以上とします。続いて、議題(4)その他について説明をお願いします。 ・議題(4)その他については、連絡事項が2点ほどあります。 ・1点目は次回の会議開催予定ですが、平成25年の1月頃を予定しております。 ・日程は事前にメールで皆様の日程を調整させていただきますので、よろしくをお願いします。 ・2点目は本日の報酬及び交通費ですが、1月の会議の際にご提出いただいた口座に振り込みますので、後日ご確認くださるようお願いします。以上です。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・次回までの検討事項としていただいたご意見、ご要望については、後日、会議録とあわせてご確認いただきたいと思いますが、いかがですか。

委員長	・市内業者育成と税金の使い方、他者が参加しにくい入札の改善、(株)デー・エス・ケイの関係、図書購入関係など、数点の意見があったので、とりまとめて確認をお願いします。
事務局	・会議録とあわせて検討事項を整理させていただきたいと思います。
委員	・前回の課題の最低制限価格と低入札制度は、どうしますか。
事務局	・近隣市町村の状況を見ると、一致していない市町村もありますし、国と同様に予定価格の70%以下を調査基準価格に、50%以下は重点調査価格に設定している市町村もあり、自治体によって異なっています。
委員	・国や県の制度について調べてみましたが、費目ごとに割合を決めて積算して、その合計が一定額以上なければならないというようにきめ細かく決めているようです。
委員長	・この件についても、次回までの検討課題とします。 ・不適切な契約はありませんでしたが、検討事項への対応についてはよろしくをお願いします。 ・以上で入札等監視委員会を終了します。お疲れ様でした。

